

旭川市住居表示等審議会 委員募集

公募委員の任期満了に伴い、新たに委員を公募します。

次の事項を参考に御応募ください

審議会について

旭川市住居表示等審議会は、学識経験者、市民団体等から推薦、公募により合計8人で構成され、旭川市長の諮問に応じ、本市の住居表示並びに町名及び町界整備に関する事項について審議しています。

住居表示 とは？



旭川市HP

応募資格

旭川市の住居表示に関心があり、次の全てに該当する方

- 旭川市内に居住、又は通勤・通学している方
- 令和8年6月1日現在の年齢が満18歳以上の方
- 市の附属機関の委員又は懇談会等の参加者に3つ以上就任していない方
- 本市の市議会議員及び職員でない方

募集人員

2人

任期

2年間

令和8年6月1日～
令和10年5月31日

会議1回の出席につき、報酬7,700円を支給します（所得税等を源泉徴収）
通常、会議は年1～2回程度（平日の日中）
諮問事項がなければ、任期中会議開催がない場合もあります。

■ 応募方法

フォームから応募、または応募用紙に必要事項を記入の上、持参、郵送、ファックス又は電子メールにより市民生活課まで提出してください。なお、提出した書類は返却いたしません。

■ 募集期間

令和8年3月23日（月）～令和8年4月24日（金）【**必着**】

応募フォームは
こちら→



■ 注意事項

本市の附属機関の委員や懇談会等の参加者に就任していない方を優先して選任します。
応募多数の場合は、面接での選考を行います。

【応募受付・問合せ先】

〒070-8525

旭川市7条通9丁目48番地 総合庁舎6階
旭川市市民生活部 市民生活課 市民生活係



0166-25-5150



shiminseikatsu@city.asahikawa.lg.jp



0166-24-7833

